

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人庄和和合会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 理事長並びに法人の業務執行のために必要な会議等へ出席した法人の役員等には別表のとおり報酬を支給する。

2. 第1項に規定する報酬について、職員である者には支給しない。

(費用弁償)

第3条 法人の役員等が、公務のため旅行したときは、社会福祉法人庄和和合会旅費規程に定める額の費用を弁償する。

(交通費)

第4条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、別表のとおり支給する。

(常務理事の報酬)

第5条 常務理事の報酬は常務理事就任の日から退任の日まで別表のとおり支給し、支払方法については職員の例による。

2. 常務理事の定義は、理事会において選任され、週4日以上指定の勤務場所において所定労働時間勤務とする理事とする。

3. 常務理事の勤務、休暇については就業規則に定める職員と準ずるものとする。

附 則

1. この規程は、平成19年 1月29日から施行する。
2. この規程は、平成20年 5月28日から施行する。
3. この規程は、平成20年12月20日から施行する。
4. この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表

役員等報酬、費用弁償について

区 分	理事会 評議員会	その他の 会議	法人運營業務		
	報酬	報酬	報酬	報酬(半日)	費用弁償
理事長	10,000 円	5,000 円	20,000 円	10,000 円	旅費規程 による
理 事	同 上	同 上	同 上	同 上	旅費規程 による
監 事	同 上	同 上	同 上	同 上	旅費規程 による
評議員	同 上	同 上	同 上	同 上	旅費規程 による
第 3 者 委 員	—	同 上	—	—	旅費規程 による
施設等運 営委員	—	同 上	—	—	旅費規程 による

交通費支給基準

区 分		1か月の支給金額
① 交通機関(バス・電車)を利用している方		通勤定期代 (最高限度額 50,000 円)
② 自転車・自動車等 交通用具を利用している方	片道 55 km 以上	31,600 円 (日額 1,505 円)
	片道 45 km 以上	28,000 円 (日額 1,334 円)
	片道 35 km 以上 45 km 未満	24,400 円 (日額 1,162 円)
	片道 25 km 以上 35 km 未満	18,700 円 (日額 891 円)
	片道 15 km 以上 25 km 未満	12,900 円 (日額 615 円)
	片道 10 km 以上 15 km 未満	7,100 円 (日額 339 円)
	片道 2 km 以上 10 km 未満	4,200 円 (日額 200 円)
	片道 2 km 未満	0 円
③ 交通機関(バス・電車)を利用する他 交通用具も利用している方		利用状況に合わせて①と ②の合計額を支給 (最高限度額 50,000 円)